別表２　資格区分コード

	コード	資格区分	建設工事の種類															
			土木	建築	とび	電気	管	鋼構	ほ装	しゅ	塗装	防水	機械	通信	造園	さく	水道	消防
	001	法第７条第２号イ該当	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	002	法第７条第２号ロ該当	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	003	法第15条第２号ハ該当（同号イと同等以上）	△	△		△	△	△	△						△			
	004	法第15条第２号ハ該当（同号ロと同等以上）			△					△	△	△	△	△		△	△	△
建設業法	111	１級　建設機械施工技士	◎		◎				◎									
	212	〃　（第１種～第６種）	○		○				○									
	113	１級　土木施工管理技士	◎		◎			◎	◎	◎	◎						◎	
	214	２級　〃　（土木）	○		○			○	○	○							○	
	215	２級　〃　（鋼構造物塗装）									○							
	216	２級　〃　（薬液注入）			○													
	120	１級　建築施工管理技士		◎	◎			◎			◎	◎						
	221	２級　〃　（建築）		○														
	222	２級　〃　（躯体）			○			○										
	223	２級　〃　（仕上げ）									○	○						
	127	１級　電気工事施工管理技士				◎												
	228	２級　〃				○												
	129	１級　管工事施工管理技士					◎											
	230	２級　〃					○											
	133	１級　造園施工管理技士													◎			
	234	２級　〃													○			
建築士法	137	一級　建　築　士		◎				◎										
	238	二級　〃		○														
技術士法	141	建設・総合技術監理（建設）	◎		◎	◎			◎	◎					◎			
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	◎		◎	◎		◎	◎	◎					◎			
	143	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	◎		◎													
	144	電気電子・総合技術監理（電気電子）				◎								◎				
	145	機械・総合技術監理（機械）											◎					
	146	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（「流体工学」又は「熱工学」）					◎						◎					
	147	上下水道・総合技術監理（上下水道）					◎										◎	
	148	上下水道「上下水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）					◎									◎	◎	
	149	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	◎		◎					◎								
	150	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）													◎			
	151	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	◎		◎										◎			
	152	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）					◎											
	153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）					◎										◎	
	154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）					◎										◎	
電気工事士法	155	第一種　電気工事士				○												
	256	第二種　〃　（３年）				○												
電　気事業法	258	電気主任技術者（第一種～第三種）（５年）				○												

	コード	資格区分	建設工事の種類														
			土木	建築	とび	電気	管	鋼構	ほ装	しゅ	塗装	防水	機械	通信	造園	さく	水道	消防
電気通信事業法	259	電気通信主任技術者（５年）												○				
水道法	265	給水装置工事主任技術者（１年）					○											
消防法	168	甲種消防設備士																○
	169	乙種　　〃																○
職業能力開発促進法	164	１級型枠施工			○													
	264	２級型枠施工（３年）			○													
	157	１級とび・とび工			○													
	257	２級とび・とび工（３年）			○													
	173	１級ｺﾝｸﾘｰﾄ圧装施工			○													
	273	２級ｺﾝｸﾘｰﾄ圧装施工（３年）			○													
	166	１級ウエルポイント施工			○													
	266	２級ウエルポイント施工（３年）			○													
	174	１級冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管					○											
	274	２級冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（３年）					○											
	175	１級給排水衛生設備配管					○											
	275	２級給排水衛生設備配管（３年）					○											
	176	１級配管・配管工					○											
	276	２級配管・配管工（３年）					○											
	170	１級建築板金「ダクト板金作業」					○											
	270	２級建築板金「ダクト板金作業」（３年）					○											
	181	１級鉄工・製罐						○										
	281	２級鉄工・製罐（３年）						○										
	188	１級塗装・木工塗装・木工塗装工									○							
	288	２級塗装・木工塗装・木工塗装工（３年）									○							
	189	１級建築塗装・建築塗装工									○							
	289	２級建築塗装・建築塗装工（３年）									○							
	190	１級金属塗装・金属塗装工									○							
	290	２級金属塗装・金属塗装工（３年）									○							
	191	１級噴霧塗装									○							
	291	２級噴霧塗装（３年）									○							
	167	路面標示施工									○							
	196	１級造園													○			
	296	２級造園（３年）													○			
	197	１級防水施工										○						
	297	２級防水施工（３年）										○						
	198	１級さく井														○		
	298	２級さく井（３年）														○		
	061	地すべり防止工事（１年）			○													
	040	基礎ぐい工事			○													

（注）

1　「△」は、該当する建設工事の種類においてのみ有効。

2　「◎」は指定業種（５業種）の格付要件で「１級相当」に、「○」及び「△」は「２級相当」にそれぞれ該当するものであること。

3　資格名の右側に括弧書きで記載されている年数は、当該資格を取得するための試験に合格した後、法第７条第２号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数である。

4　職業能力開発促進法による等級区分が２級の場合は、合格後３年以上の実務経験を有する。ただし、平成16年４月１日時点で合格していた者は実務経験１年以上。